



三重県公報

平成31年4月19日(金)

第 3101 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
247	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
248	地方卸売市場の開設の許可の一部を改正する告示	(同)	2
249	同件	(同)	2
250	地方卸売市場における卸売業務の許可の一部を改正する告示	(同)	3
251	同件	(同)	3
252	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	(漁 業 環 境 課)	3
253	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	(同)	3
254	同件	(同)	4
255	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(同)	4
256	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
公 安 委 告 示			
39	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公 安 委 員 会)	6
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 手 支 援 課)	10
	土地改良区の役員の就任の届出	(農 地 調 整 課)	10
	同件	(同)	10
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(同)	11
	同件	(同)	11
	同件	(同)	12
	土地改良区の定款の変更認可	(同)	12
	同件	(同)	12
	同件	(同)	12
	土地改良事業の工事の完了	(同)	13
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税 務 企 画 課)	13
	同件	(情 報 シ ス テ ム 課)	13
	同件	(同)	13
	落札者を決定した旨	(技 術 管 理 課)	14

告 示

三重県告示第 247 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 18 日 第 17 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 萩 隆	四日市市浜田町 4 番 20 号

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
中村 和正	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2414346
柴田 清信	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2415349
杉本 政行	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2413393
丹羽 政裕	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2429339

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
伊藤 厚彦	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2430460
荒川 正和	██████████	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2430461

三重県告示第 248 号

三重県卸売市場条例（平成 12 年三重県条例第 20 号）第 19 条第 2 項の規定により地方卸売市場の開設者の合併を認可しましたので、同条例第 56 条の規定により、地方卸売市場の開設の許可（昭和 48 年三重県告示第 10 号）の一部を次のように改正します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 許可番号 第 42 号

2 改正前

- (1) 開設者の名称 尾鷲漁業協同組合
- (2) 市場の名称 尾鷲漁業協同組合地方卸売市場

3 改正後

- (1) 開設者の名称 三重外湾漁業協同組合
- (2) 市場の名称 三重外湾漁業協同組合尾鷲地方卸売市場

三重県告示第 249 号

三重県卸売市場条例（平成 12 年三重県条例第 20 号）第 19 条第 2 項の規定により地方卸売市場の開設者の合併を認可しましたので、同条例第 56 条の規定により、地方卸売市場の開設の許可（昭和 51 年三重県告示第 2 号）の一部を次のように改正します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 許可番号 第 51 号

2 改正前

- (1) 開設者の名称 尾鷲漁業協同組合

(2) 市場の名称 尾鷲漁業協同組合早田地方卸売市場

3 改正後

(1) 開設者の名称 三重外湾漁業協同組合

(2) 市場の名称 三重外湾漁業協同組合早田地方卸売市場

三重県告示第 250 号

三重県卸売市場条例（平成 12 年三重県条例第 20 号）第 27 条第 2 項の規定により地方卸売市場の卸売業者の合併を認可しましたので、同条例第 56 条の規定により、地方卸売市場における卸売業務の許可（昭和 48 年三重県告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 許可番号 第 44 号

2 改正前

(1) 卸売業者の名称 尾鷲漁業協同組合

(2) 卸売業務を行う市場の名称 尾鷲漁業協同組合地方卸売市場

3 改正後

(1) 卸売業者の名称 三重外湾漁業協同組合

(2) 卸売業務を行う市場の名称 三重外湾漁業協同組合尾鷲地方卸売市場

三重県告示第 251 号

三重県卸売市場条例（平成 12 年三重県条例第 20 号）第 27 条第 2 項の規定により地方卸売市場の卸売業者の合併を認可しましたので、同条例第 56 条の規定により、地方卸売市場における卸売業務の許可（昭和 51 年三重県告示第 3 号）の一部を次のように改正します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 許可番号 第 53 号

2 改正前

(1) 卸売業者の名称 尾鷲漁業協同組合

(2) 卸売業務を行う市場の名称 尾鷲漁業協同組合早田地方卸売市場

3 改正後

(1) 卸売業者の名称 三重外湾漁業協同組合

(2) 卸売業務を行う市場の名称 三重外湾漁業協同組合早田地方卸売市場

三重県告示第 252 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

大内山川漁業協同組合

度会郡大紀町崎 2167

三重内共第 17 号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部漁業環境課に備え置いて、告示の日から平成 31 年 5 月 20 日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

平成 31 年 4 月 10 日

三重県告示第 253 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

伊勢湾加入区

三重県告示第 254 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

鳥羽磯部加入区

三重県告示第 255 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 22 年三重県告示第 507 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

浜島区域 （三重外湾漁業協同組合のうち 浜島の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ④ ①、②及び③以外の漁業
----------------------------------	--

を

浜島区域 （三重外湾漁業協同組合のうち 浜島の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ 小型かつお・まぐろ漁業（総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。） ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業
----------------------------------	---

に改める。

三重県告示第 256 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名張ガーデンプラザ

名張市瀬古口 350

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	145 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	300 m ²	縦覧による
合計	445 m ²	

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	145 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	300 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	50 m ²	縦覧による
合計	495 m ²	

イ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

(変更前)

廃棄物保管庫	容量	位置
廃棄物保管施設 1	21.0 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	20.0 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	10.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 4	22.5 m ³	縦覧による
合計	74.0 m ³	

(変更後)

廃棄物保管庫	容量	位置
廃棄物保管施設 1	24.7 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	16.3 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	16.3 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 4	7.7 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 5	7.7 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 6	3.0 m ³	縦覧による
合計	75.7 m ³	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社LIXILビバ	午前 7 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社万代	午前 7 時 00 分	午前 0 時 00 分
株式会社スギ薬局	午前 11 時 00 分	午後 8 時 00 分

(変更後)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社LIXILビバ	午前 7 時 00 分	午後 9 時 00 分
株式会社万代	午前 7 時 00 分	午前 0 時 00 分

株式会社スギ薬局	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
----------	--------------	-------------

- 3 変更年月日
2(1) 平成 31 年 12 月 5 日
2(2) 平成 31 年 4 月 5 日
- 4 変更理由
2(1) 施設の追加及び配置の変更のため
2(2) 顧客利便性の向上のため
- 5 届出の日
平成 31 年 4 月 4 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 31 年 4 月 19 日から同年 8 月 19 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 39 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間	受審資格
1	大型自動車免許	平成 31 年 7 月 5 日（金）	平成 31 年 6 月 24 日（月）から同月 28 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に大型自動車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 中型自動車免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大型）課程を修了した者
2	中型自動車免許	平成 31 年 6 月 14 日（金）	平成 31 年 6 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に中型自動車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 準中型自動車免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（中型）課程を修了した者
3	準中型自動車免許	平成 31 年 5 月 30 日（木）	平成 31 年 5 月 20 日（月）から同月 24 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に準中型自動車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 普通自動車免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（準中型）課程を修了した者

4	普通自動車免許	平成 31 年 7 月 22 日 (月) 及び同月 23 日 (火)	平成 31 年 7 月 8 日 (月) から同月 12 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に普通自動車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 事前に一般社団法人三重県指定自動車教習所協会が行う講習会を受講している者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (普通) 課程を修了した者
5	大型特殊自動車免許	平成 31 年 6 月 7 日 (金)	平成 31 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に大型特殊自動車免許を受けており、本表中 1 から 4 まで又は 8 に掲げる審査種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者
6	大型自動二輪車免許	平成 31 年 7 月 11 日 (木)	平成 31 年 7 月 1 日 (月) から同月 5 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に大型自動二輪車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (大自二) 課程を修了した者
7	普通自動二輪車免許	平成 31 年 5 月 31 日 (金)	平成 31 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に普通自動二輪車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 本表中 1 から 6 まで又は 8 に掲げる審査種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (普自二) 課程を修了した者
8	けん 牽引免許	平成 31 年 6 月 6 日 (木)	平成 31 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に牽引免許を受けており、本表中 1 から 5 までに掲げる審査種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者
9	大型自動車第二種免許	平成 31 年 7 月 19 日 (金)	平成 31 年 7 月 8 日 (月) から同月 12 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に大型自動車第二種免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 大型自動車免許に係る技能検定員資格者証及び本表中 10 又は 11 に掲げる審査種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (大型二種) 課程を修了した者
10	中型自動車第二種免許	平成 31 年 6 月 28 日 (金)	平成 31 年 6 月 17 日 (月) から同月 21 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に中型自動車第二種免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 中型自動車免許に係る技能検定員資格者証及び本表中 9 又は 11 に掲げる審査種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (中型二種) 課程を修了した者

11	普通自動車第二種免許	平成 31 年 6 月 4 日 (火)	平成 31 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	<p>現に普通自動車第二種免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普通自動車免許に係る技能検定員資格者証及び本表中 9 又は 10 に掲げる審査種別のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (普通二種) 課程を修了した者
----	------------	---------------------	--	--

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間	受審資格
1	大型自動車免許	平成 31 年 7 月 5 日 (金)	平成 31 年 6 月 24 日 (月) から同月 28 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	<p>現に大型自動車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中型自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (大型) 課程を修了した者
2	中型自動車免許	平成 31 年 6 月 14 日 (金)	平成 31 年 6 月 3 日 (月) から同月 7 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	<p>現に中型自動車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 準中型自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (中型) 課程を修了した者
3	準中型自動車免許	平成 31 年 5 月 30 日 (木)	平成 31 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	<p>現に準中型自動車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (準中型) 課程を修了した者
4	普通自動車免許	平成 31 年 6 月 19 日 (水) から同月 21 日 (金) まで	平成 31 年 6 月 3 日 (月) から同月 7 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	<p>現に普通自動車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事前に一般社団法人三重県指定自動車教習所協会が行う講習会を受講している者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (普通) 課程を修了した者
5	大型特殊自動車免許	平成 31 年 6 月 7 日 (金)	平成 31 年 5 月 20 日 (月) から同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	<p>現に大型特殊自動車免許を受けており、本表中 1 から 4 まで又は 8 に掲げる審査種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者</p>
6	大型自動二輪車免許	平成 31 年 7 月 11 日 (木)	平成 31 年 7 月 1 日 (月) から同月 5 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	<p>現に大型自動二輪車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (大自二) 課程を修了した者

7	普通自動二輪車免許	平成 31 年 5 月 31 日 (金)	平成 31 年 5 月 20 日 (月) から 同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に普通自動二輪車免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 本表中 1 から 6 まで又は 8 に掲げる審査種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (普自二) 課程を修了した者
8	牽引免許	平成 31 年 6 月 6 日 (木)	平成 31 年 5 月 20 日 (月) から 同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に牽引免許を受けており、本表中 1 から 5 までに掲げる審査種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者
9	大型自動車第二種免許	平成 31 年 7 月 19 日 (金)	平成 31 年 7 月 8 日 (月) から 同月 12 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に大型自動車第二種免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 大型自動車免許に係る教習指導員資格者証及び本表中 10 又は 11 に掲げる審査種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (大型二種) 課程を修了した者
10	中型自動車第二種免許	平成 31 年 6 月 28 日 (金)	平成 31 年 6 月 17 日 (月) から 同月 21 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に中型自動車第二種免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 中型自動車免許に係る教習指導員資格者証及び本表中 9 又は 11 に掲げる審査種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (中型二種) 課程を修了した者
11	普通自動車第二種免許	平成 31 年 6 月 4 日 (火)	平成 31 年 5 月 20 日 (月) から 同月 24 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間	現に普通自動車第二種免許を受けており、次の 1 又は 2 に該当する者 1 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証及び本表中 9 又は 10 に掲げる審査種別のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けている者 2 自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (普通二種) 課程を修了した者

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地
三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係 (電話 059-229-1212 内線 432・433) へお問い合わせください。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
堀田 清代次	いなべ市	いなべ市北勢町治田外面 105 ほか 1 筆
株式会社 わくわく農園	いなべ市	いなべ市大安町丹生川久下字天中道 2714-1 ほか 2 筆
樋口 完	鈴鹿市	鈴鹿市野村町東浦 49 ほか 7 筆
株式会社 稲生営農サービス	鈴鹿市	鈴鹿市稲生村大字白子丸之内 3922 ほか 14 筆
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市土師町鐘築田 1167 ほか 6 筆
有限会社 ドリームファームスズカ	鈴鹿市	鈴鹿市柳町壺ノ堰 1503 ほか 8 筆
田中 智之	鈴鹿市	鈴鹿市甲斐町大路 214 ほか 18 筆
株式会社 石井ライス	津市	津市芸濃町北神山上前興 1884 ほか 99 筆
多氣 丈史	津市	津市木造町小田栗 1193
長野ライス 株式会社	松阪市	津市木造町イカキ 480 ほか 4 筆
西谷 友樹	松阪市	松阪市飯高町森字向久谷田 3255 ほか 1 筆
うれしの農園 株式会社	松阪市	松阪市嬉野田村町字宮田 874
農業生産法人 有限会社 中村農産	松阪市	多気郡明和町大字川尻浦山 1289
合同会社 わたらいティーフาร์ม	度会郡度会町	度会郡度会町田口柚口 232 番 1 ほか 92 筆
合同会社 みなみ農園	伊賀市	伊賀市比土城之越 134 ほか 5 筆
藤本 幹男	伊賀市	伊賀市下神戸後川原 1263-1 ほか 9 筆
庄司 和稔	尾鷲市	尾鷲市三木里町 782 番ほか 10 筆
濱口 精幸	尾鷲市	尾鷲市三木里町 783 番 2 ほか 3 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

平成 31 年 4 月 19 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）

就任理事

多気郡明和町大字大淀甲 828 番地

世古口 哲 哉

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

宮川左岸第二土地改良区（伊勢市上地町 1810 番地）

就任理事

度会郡玉城町富岡 243 番地

見 並 秀 一

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

豊浜土地改良区（伊勢市西豊浜町 3044 番地 10）

退任理事

伊勢市磯町 941

〃 西豊浜町 747-2

〃 〃 1513

〃 〃 1520

〃 〃 1885

〃 〃 1604

〃 〃 3044-6

〃 〃 3689-1

〃 磯町 879-1

〃 〃 952

〃 植山町 51

〃 有滝町 2827

〃 東豊浜町 1004

〃 〃 1119

〃 〃 1653

〃 〃 4447

〃 檜原町 174

奥山伊助

藤原誠

梶野政男

中西武寿

大仲徹治

廣垣逸夫

野呂保範

野呂清隆

上野幸典

荻田政人

中西富男

辻浅吉

山中甚一郎

角屋一樹

中村政行

中村猛

辻元敏一

退任監事

伊勢市東豊浜町 1620

〃 西豊浜町 1578

古野義久

奥野和正

就任理事

伊勢市西豊浜町 747-2

〃 〃 1513

〃 〃 4759-7

〃 〃 1604

〃 〃 3044-6

〃 〃 3689-1

〃 磯町 941

〃 〃 952

〃 〃 1084-1

〃 植山町 37

〃 有滝町 2939

〃 東豊浜町 1119

〃 〃 1004

〃 〃 1653

〃 〃 1620

〃 檜原町 167

藤原誠

梶野政男

中西正義

廣垣逸夫

野呂保範

野呂清隆

奥山伊助

荻田政人

楠正友

大倉文博

楠木晴久

角屋一樹

山中甚一郎

中村政行

古野義久

右京善三

就任監事

伊勢市東豊浜町 4447

〃 西豊浜町 1594-2

中村猛

日置種松

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

須賀井土地改良区（松阪市嬉野津屋城町 803 番地 1）

退任理事

松阪市嬉野津屋城町 748 番地

〃 嬉野須賀町 783 番地

〃 嬉野須賀領町 108 番地

〃 嬉野田村町 358 番地 4

〃 嬉野権現前町 793 番地 1

〃 嬉野須賀町 710 番地 2

〃 嬉野川北町 1382 番地

鈴木 護

佐々木 憲 一

村口 喜 良

福山 秀 樹

西井 忠 之

前田 富美雄

和保 長 三

退任監事

松阪市嬉野中川町 1206 番地

〃 嬉野津屋城町 803 番地 1

荒井 雄 一

鈴木 修

就任理事

松阪市嬉野津屋城町 803 番地 1

〃 嬉野須賀町 710 番地 2

〃 嬉野須賀領町 108 番地

〃 嬉野田村町 358 番地 4

〃 嬉野権現前町 803 番地 2

〃 嬉野須賀町 763 番地 1

〃 嬉野川北町 1382 番地

鈴木 修

前田 富美雄

村口 喜 良

福山 秀 樹

田中 豊

坪井 敏

和保 長 三

就任監事

松阪市嬉野中川町 1206 番地

〃 嬉野津屋城町 829 番地

荒井 雄 一

鈴木 俊 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）

退任理事

鈴鹿市矢橋一丁目 23 番 7 号

〃 池田町 1413 番地

矢田 輝 男

北川 保

就任理事

鈴鹿市矢橋一丁目 16 番 28 号

矢田 俊 介

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、木曾岬町土地改良区（桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地）の定款の変更を認可しました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、神田土地改良区（員弁郡東員町山田 2617 番地）の定款の変更を認可しました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、津田土地改良区（多気郡多気町丹生 1620-3）の定款の変更を認可しました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業名	地区名	工事完了年月日
県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	立梅地区	平成 31 年 1 月 11 日

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 三重県総合税システム維持管理業務委託
- 2 担当部局 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班
- 3 契約の相手方を決定した日 平成 31 年 3 月 28 日
- 4 契約の相手方 三重県津市羽所町 700 番地
富士通株式会社三重支店 支店長 藤田 真人
- 5 契約金額 81,423,000 円（うち消費税及び地方消費税 6,723,000 円）
- 6 決定手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 三重県情報ネットワークにおけるアクセスポイントの使用
- 2 担当部局 津市広明町 13 番地
三重県地域連携部情報システム課
- 3 契約の相手方を決定した日 平成 31 年 3 月 28 日
- 4 契約の相手方 三重県津市あつ台四丁目 7 番地 1
株式会社ケーブルコモンネット三重
代表取締役 田村 欣也
- 5 契約金額 44,472,000 円（うち消費税及び地方消費税 3,672,000 円）
- 6 決定手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 4 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県情報ネットワークにおけるインターネットデータセンタ（iDC1、iDC2）の使用 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 平成31年3月28日 |
| 4 | 契約の相手方 | 三重県津市あかつ台四丁目7番地1
株式会社ケーブルコモンネット三重
代表取締役 田村 欣也 |
| 5 | 契約金額 | 56,013,792円（うち消費税及び地方消費税4,624,992円） |
| 6 | 決定手続 | 随意契約 |
| 7 | 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成31年4月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成31年度建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県県土整備部技術管理課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成31年4月2日 |
| 4 | 落札者 | 愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号
一般財団法人建設物価調査会中部支部
支部長 今井 豊 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 47,700,000円
契約金額 52,470,000円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成31年2月15日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
